

広報 川口市

1月25日

第565号

毎月10日・25日
福岡県遠賀郡
水巻町発行

おめでとう20歳

1月16日は「成人の日」町でも町民会館
で新成人を祝う式典が開かれました。
町内で今年、成人を迎えるのは381名
新しい門出だ、ガンバレ新成人——



とじて保存しましょう

町の人口

(59年12月末現在)

人口	29,706人
男	14,515人
女	15,191人
世帯数	9,546世帯
(12月の異動)	
転入 165人	出生 34人
転出 127人	死亡 21人

☆ 今月の税金 ☆

町 県 民 税(4期) 納期は
国民健康保険税(4期) 1月31日まで

納税は便利で安心な「振替口座」を

これ以上建たないように

モーター類似施設の建築規制を条例化

一月八日から



青少年に有害・良い風俗に悪い影響

町内には、すでにモーター類似施設が二軒あります。これ以上建つことは青少年のためにも好ましくなく、また生活環境の上からも良いとはいえません。だから、もうこれ以上モーターが建たないように、建築を規制する条例を制定しました。

すでに県では、モーター類似施設の設置を規制する条例を二月に定めています。しかし、この条例は住宅地区、風致地区など、学校、公共施設などの三百メートル以内の区域に設置する

場合に規制するもので、県の条例だけでは、町内全域に規制が適用されません。そこで町では、モーター類似施設の設置規制条例を十二月議会に提案

し、可決されました。今年の一月八日から町内全域にわたり、モーター類似施設の設置が、できなくなりました。ご注意ください。

モーター類似施設とは……

主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる施設で、その構造又は形態が次の基準のいずれかにあてはまるもの。これが、モーター類似施設です。

基準（条例施行規則抜粋）

●玄関場の位置が容易に判明しないもの又は玄関場が形式的で客との面接に適さないもの

こんなとき町に届出が必要

町内において、ホテル営業又は旅館営業の用途に供する建築物を設置しようとする人、既存の建築物を旅館等に変更しようとする人、既存の旅館等に一客室以上を増築しようとする人は、

中止命令に違反すると

町長は、モーター類似施設の設置をしようとする者に対し、設置の中止を命ずることができる。この中止命令に応じない者に対しては、次のような罰則があります。

●町の広報への登載、その他の方法により、事業者の住所や氏名などを公表する。
●六カ月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処す。

国民年金が 改正されました

2%の引き上げ



わたしたちの暮らしに役立っている国民年金が、次のように改善されました。

◎年金額の引き上げ
 ☆提出年金は、昨年五月分から2%の引き上げが行われます。
 ☆福祉年金は、昨年六月分から2%の引き上げが行われます。

◎保険料の改定
 保険料額は、今年四月から「六千七百四十円」に改定されます。

モーター、ゲーム喫茶などは 公安委員会に届出が必要です

2月13日から

「風俗営業等取締法」の一部改正されて、その法律名も「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に変わり、昭和六十一年二月十三日に施行されることになりました。

具体的には、次のようなことが変わります。ゲーム喫茶やモーターなどを営んでいる方は、ご注意ください。

☆ゲームセンター、ゲーム喫茶その他テレビゲーム機、スロットマシンなどを備えている店は、法律の施行日から三月以内（風俗営業としての公安委員会（警察署経由）の許可を受ける必要があります）。

☆深夜（午前〇時から日の出までの間をいいます）酒類を提供する飲食店

拠出制国民年金

	改正後 (月額)	現行 (月額)
10年年金	30,375円	29,792円
5年年金	25,858円	25,358円
老齢年金 (18歳以上)	39,800円	39,033円
障害年金一級	59,775円	58,625円
障害年金二級	47,817円	46,900円
母子年金	62,817円	61,900円

福祉年金

	改正後 (月額)	現行 (月額)
老齢福祉	25,600円	25,100円
扶養義務者 等の収入が 600万以上	23,500円	23,300円
障害福祉一級	38,400円	37,700円
障害福祉二級	25,600円	25,100円
母子・準母子	33,300円	32,700円

を営んでいる方は、法律の施行日から一月以内に公安委員会（警察署経由）に届出が必要となります。

☆個室付浴場、ストリップ劇場等ラブホテル、アタリショップ、個室マッサージなどを営んでいる方は、法律の施行日から一月以内に公安委員会（警察署経由）に届出が必要です。

◇ ◇ ◇

※法律の改正に伴って、「すなわちばならないこと」や「してはならないこと」なども変わりましたので、詳しくは折尾警察署防犯課（電話六九一〇三三）におたずね下さい。

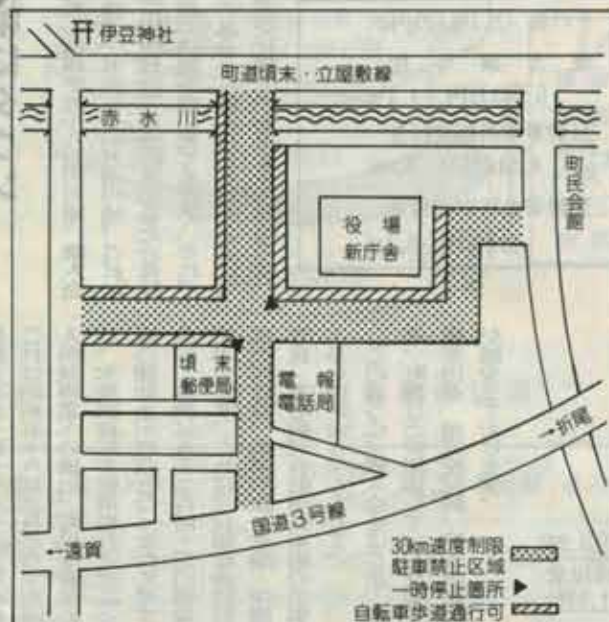
新庁舎完成 2月12日オープン

◆引越しにご協力ください◆

待望久しかった役場庁舎が、2月12日に開庁することになりました。

これに伴い、2月7日から各課の書類や備品の新庁舎への搬入を行います。この間、住民の皆さまには、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、新庁舎での各課の配置や見取り図、各課の主な仕事は、この広報紙に折込んでおりますチラシをご覧ください。又、役場周辺道路が左図のとおり規制となります。



町の財政状況

58年度の決算



64億1,852万円——これは昨年度町が使ったお金です。57年度に比べると、8億8,039万円の増額となっています。そのうち、一般会計の支出は46億8,933万円。前年度との伸び率では5.1パーセントの増です。その主な理由は、役場庁舎の建設が始まったためなどです。58年度は一般会計、特別会計とも黒字決算となりました。

わずかに財政にゆとり

実質収支比率〇・九四％アップ

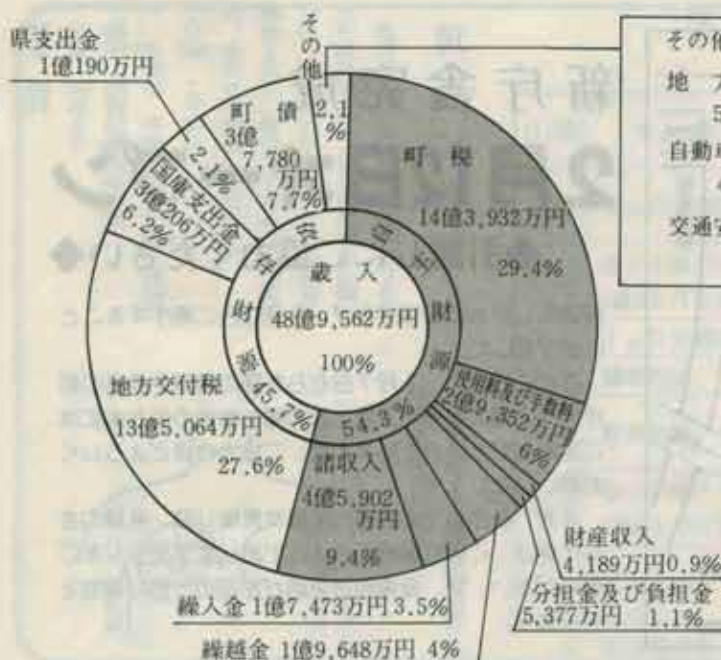
昭和五十八年度の一般会計の決算額は、繰入歳出差引き二億六千二百九十九万三千九百十八円の黒字決算となっております。しかし、この内、町役場庁舎建設のための繰越額が七千五百九十九万八千三百二十二円あり、実質一億三千五百七十七万四千九百六十四円の黒字決算となります。

五十八年度の財政状況は、余剰財産の率を示す実質収支比率は五・四一％と昨年度に比べ〇・九四％と僅かながら上がっており、財政力指数も〇・四五六と昨年度に比べ〇・〇二上がっております。しかし反面、財政の弾力性を判断する指標である経常収支比率は七・五％と昨年に比べ四・五％と大幅に上がりました。これは、人件費や扶助費、公債費などの義務的な経費が毎年増加するのに対して、税や交付税、歳入などの収入が減ったり伸び率が少なかったためです。また公債比率は十一・六％と昨年度より三・二％増えており、これは町役場庁舎の建設や武道館建設など新たな施設の整備が加わったためです。

国・県支出金は大幅にダウン

町税一億四千五百十八万円の増、繰入金一億四千五百二十一万円の増、これは主に庁舎建設の資金にあてるため及び職員の手当に充てるため、それぞれの基金から繰入れたものです。次に、地方交付税五千七百五十六万円の減、

その他(2.1%)の内訳
 地方課税 5,533万円 1.1%
 自動車取得税交付金 4,544万円 0.9%
 交通安全特別交付金 372万円 0.1%



国庫支出金一億七千八百十八万円の減、これは昭和五十八年二月から実施の老人保健事業への繰出、町民体育館の完成、水巻駅自転車駐車場の完成による国の補助金が減収となったためです。次に、町債は九千二百四十万円増加しております。これは、役場庁舎建設や武道館建設、県道新田・水巻・中間線改良、水巻駅前自転車駐車場の工事によるものが大きなものです。

このように、繰入金をはじめ、繰越金、町税などが増加している反面、国庫支出金、地方交付税、県支出金などが減少しております。

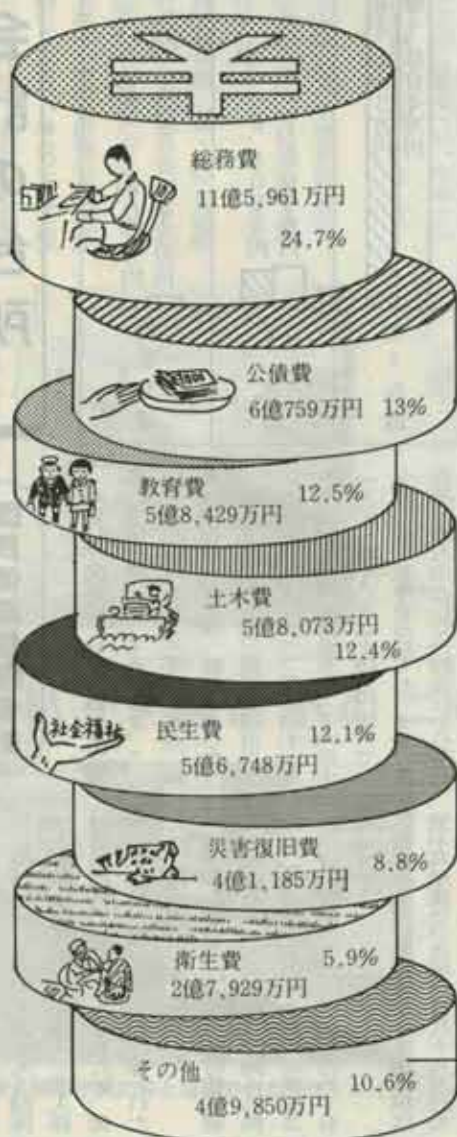
一般会計

わたしたち

歳入 48億9,562万円
 歳出 46億8,933万円
 差引残額 2億 629万円

財政状況

財政力指数	0.456	1に近いほど財政力が強い
実質収支比率	5.41%	数値が大きいほど余剰財源がある
公債費比率	11.6%	数値が低いほど債務が少ない
経常収支比率	77.5%	経常的経費が経常的一般財源に占める割合(70~80%が標準的)



えられます。

内容としては、人件費は前年度に比べ二千七百八十万円増加しております。一部事務組合の負担金は、総額で三億六千六百十万円と前年度より三千三百四十六万円増加しており、第二こみ処理場の建設も予定され、今後も町にとって大きな負担となつていくと考

その他(10.6%)の内訳

議会費	1億2,452万円	2.6%
労働費	1億6,274万円	3.5%
農林業費	3,416万円	0.7%
水産		
商工費	1,739万円	0.4%
消防費	1億5,969万円	3.4%

また、公債費(借金の支払額)は、六億七百五十八万円と前年度より、九千八百九十六万円増加しており、今後も役場庁舎建設や中央公民館建設に伴つて増加も考えられ、より一層の健全な財政運営に努めなければと考えてい

ローンの支払いに六億七百万円

住民の税負担の状況

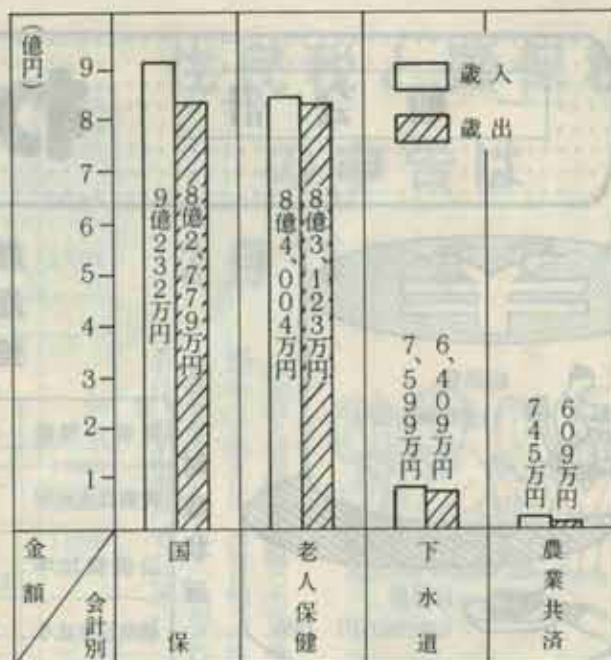
(単位:円)

総額	町民税	固定資産税	軽自動車税	たばこ消費税	電気税	ガス税	特別土地保有税
住民1人当り 48,835	24,407	18,422	345	3,485	2,050	22	104
1世帯当り 152,229	76,081	57,426	1,076	10,865	6,390	68	323

町債借入金の推移

54年度末現在	43億9,454万円
55年度*	44億5,032万円
56年度*	44億 804万円
57年度*	44億9,031万円
58年度*	45億7,062万円

特別会計の台所



老人保健会計

本会計の決算は、八百八十一万円の黒字決算となっております。

歳入の主なもの、支払基金交付金五億八千八百二十万円、国庫支出金一億六千七百二十三万円、県支出金四千九百九十二万円、繰入金五千三百万円(内四千八百六十七万円は一般会計からの繰入れ)であります。

歳出の主なものは、医療給付費八億

一千二百七十七万円、医療費支給費一千四百九十九万円、医療費の審査支払手数料百四十万円と医療諸費で全歳出の九八・七を占めています。

この事業は、七十歳(満たさりの人は六十五歳)以上のお年寄りを対象として、受診率は一〇七・四%

一人当りの医療費は五十七万七千七百三十四円と国保の四倍となっております。今後も、高齢者社会を反映して、医療費の増加が考えられますので、健康対策の指導と予防対策について強化充実するよう努めます。

国民健康保険会計

本会計の決算は、七千四百五十三万円の黒字決算となっております。この内三千八百四十三万八千円を基金に繰入れ、残りを翌年度へ繰越しました。

歳入では、保険料三億三千三百二十六万円(前年度に比べ二千六百七十四万円増)と国庫支出金五億二千六百一十一万円(同千八百七十四万円増)で、全歳入の九五を占めております。

この他、繰入金として一般会計から千七百七十一万円、基金から千七百三十三万円を繰入れており、県支出金は、わずか七十五万円となっております。

歳出では、前年度に比べ千八百二十五万円の減額となっておりますが、この主なものは保険給付費二億三千三百

四十三万円の額であります。その原因は、老人保険制度が昭和五十八年二月から発足し、七十歳以上の老人の国保加入者医療費は拠出金をもって老人保健事業に充てることになったため、従来の保険給付費から老人分が除かれたために減少となりました。

歳出の主なものは、保険給付費五億五千五百七十六万円、老人保健への拠出金三億二千八百九十六万円が支出され、歳出総額の九四・八を占めております。

国保事業運営の根幹を成す国保料は五十八年度で、八千二百八十八万円の滞納額があります。国保事業の健全な運営のため、納税にご協力ください。

老人保健事業の発足により、黒字決算となりましたが、医療費の動向や受診率を考えると、今後も厳しい状況にあります。加入者の負担も増える中で

下水道会計

本会計の決算は、一千八百八十九万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものは、下水道使用料三千九百三十四万円、繰越金二千九百八十七万円、基金利子八百九十三万円、諸収入七百八十五万円(運営赤字負担金六百七十三万円、預金利子百二十二万円)です。

歳出の主なものは、下水処理場管理委託料二千五百八十七万円、燃料代などの需用費二千八百八十二万円、人件費などの一般事務費五百七十七万円、下水道基金への繰入金八百九十二万円。

この基金は、将来処理場の修繕に多額の資金が必要となった時のため、これで二億三千二百一十一万円の積立額となります。

なお、繰入額が前年度に比べ一億一千七百三十二万円と大幅な減となっておりますが、これは住宅公社、県営住宅、

前年度との比較

区分	年度	57	58
世 帯 数		3,149世帯	3,288世帯
被 保 険 者 数		7,648 人	7,896 人
1人当り保険料		43,087 円	44,454 円
1人当り医療費		138,217 円	151,866 円
1世帯当り医療費		335,688 円	364,700 円

町開発公社の負担金が今年度から入らなくなったためです。このため、下水道会計は来年度から厳しい状況になると考えられます。

こながよし手編教室

作品発表会

▽とき 2月9日 正午から

2月10日 10時・13時

▽ところ 水巻町民会館ホール

樋口商店街に

点滅式信号機を設置

これまで出合い頭の交通事故が多かった樋口商店街四ツ角に「点滅式信号機」が設置されました。

この点滅式信号機（黄・赤）の意味は、黄色の点滅は「歩行者や車などは他の交通に注意してお通りください。」赤色の点滅は「歩行者は他の交通に注意してお通りください。車などは停止位置において一時停止し、安全を確かめてお通りください。」



これで歩行者も安心

(樋口商店街)

人権擁護委員さん

水巻町における人権擁護委員として新しく藤崎究氏（吉田二三四〇番地）が、昨年十二月十五日付で法務大臣から委嘱されました。

藤崎 究さん
(吉田2240番地)

また、岡隆一氏も、昨年十二月一日付で再任されました。なお、前任者の柴田静實氏（八）は退任されました。二期六年の間、苦勞さまでした。

(町の人権擁護委員)

農業共済会計

百六万八千円となっております。

【業務勘定】歳入五百五十六万三千円、歳出五百二十六万八千円、差引残額二十九万五千円となっております。

歳入の主なものは、県支出金三百四十六万四千円、一般会計からの繰入金百三十三万六千円、残りを翌年度へ繰越しました。

【農作物共済勘定】歳入百八十万七千円、歳出八十二万九千円、差引残額九十七万八千円、物

は、人件費四百七十九万八千円、物件費四十万四千円であります。

監査委員の意見

決算審査にあたっては、予算の目的が決算において、どのように反映されているかを重点的にみたが、その目的にそった執行がなされていると認めた。

本年度の一般会計及び特別会計は、ともに黒字決算であり、特に一般会計において財政指数や経常収支比率の数値がしめすとおり健全な財政運営がな

されたことは、町長はじめ関係各位の努力の結果であると評価したい。

しかし、前にも指摘しているように一般会計における町税や住宅使用料及び特別会計における国民健康保険税の収入率が毎年度減少し、滞納額が増大していることは遺憾にたえない次第である。今後、徴収事務体制の確立を望むと共に、収入の確保には一層努力されるよう要望する。

また、経済不況による地方財政への圧迫が続く中で、本町においても地方税、地方交付税等が前年度を下回るなど初めての経験であり、しかも老人医療の新制度発足もあり、先の見通しが不確定なものである。今後の財政運営は年度途中の財政推移をみながら計画的、弾力的な運営に努め、健全な行財政の確立に努力されるよう期待する。

杣小・猪熊小の二校に学校賞

福岡県児童画展



特選入賞の子供たちと指導された先生（杣小）



特選入賞の子供たち（猪熊小）

第三十三回福岡県小学校児童画展作品展で杣小学校がRKB毎日放送賞、猪熊小学校が博多大丸賞を受賞しました。

この作品展は、「自然に親しみ豊かな心を養おう」というテーマに毎年開かれ、絵画、版画、デザインの三部門に分かれて力量を競います。

杣小学校は四回目の受賞、猪熊小学校は初受賞となりました。

第三十三回福岡県小学校児童画展作品

〔特選入賞者〕

▽杣小学校：今津竜太（二年）、峯浦登志枝（三年）、梶山直樹（三年）、花園奈美（三年）、藤木亮（四年）、田中有佳（四年）、上村正教（四年）、古川美和（五年）

▽猪熊小学校：村上裕美（二年）、竹林洋子（四年）、平野直哉（六年）、佐藤里恵（六年）

申告と納税相談日程

月日	時間	場所	地区名	税務署職員来庁日
2月18日(月)	9時～16時	税務101大会議室	おかの台、高尾団地	
2月19日(火)	*	*	頃来、松栄在団地、水巻苑	2月19日
2月20日(水)	*	*	吉田一、吉田三、緑風園団地 垣部町住	2月20日
2月21日(木)	9時～16時	*	二町住、下二町住、吉田団地	
2月22日(金)	*	*	鯉口団地、鯉口分譲、猪熊町住、 立屋敷、伊左座、みずほ団地、 ハ杜宅、	
2月25日(月)	9時～16時	*	高松団地、	2月25日
2月26日(火)	*	*	樋口、下二	2月26日
2月27日(水)	*	*	梅ノ木団地、猪熊	2月27日
2月28日(木)	*	*	美吉野団地、杣、古賀、新生街、 古賀団地、	
3月1日(金)	9時～16時	*	二、入江興産、林住宅、吉田二、 二野間住、サニーニュータウン、 吉田イワセ町住、	
農業所得のある人				
3月4日(月)	9時～16時	税務101大会議室	古賀、樋口、猪熊	3月4日
3月5日(火)	*	*	立屋敷、伊左座、二、下二	3月5日
3月6日(水)	*	*	吉田一、吉田二、吉田三、頃来、杣、	3月6日
※ 土地、建物を買った人(譲渡所得)は3月4日・5日・6日・に お越し下さい。				

住民税と国保税

の申告は

3月15日まで!



税の申告はじまる

住民税と国民健康保険税の申告の時期がやって来しました。次の日程で申告と納税相談を行いますので、該当される方は、必ず申告をしてください。

- ① 大工、左官業者
② 日雇など日給者
③ 年金、恩給を受けている人
④ 給与所得者で住民税を給与から天引する人
⑤ 外交員、ホステスなど自由業者
⑥ 家賃など不動産により生計されている人
⑦ 自営業者
⑧ 農業者
⑨ 所得税の確定申告を提出しない人でも、次の方は住民税・国保税の申告をしてください。

申告をしなければ

ならない人

所得税の確定申告を提出しない人でも、次の方は住民税・国保税の申告をしてください。

持参するもの

されていない人

- ① 59年中の所得のわかる資料
イ、年金・恩給支払通知書
ロ、源泉徴収票
ハ、収入状況のわかる帳簿
ニ、給与支払明細書
② 国民健康保険税領収書

所得税の確定申告は

正しく、お早めに!

を超えるとき、

- ① 二カ所以上から給料をもらっているとき、
② 給料以外の所得が20万円を超えているときなど、
申告すれば税金が還付される場合

- ① 民間金融機関等から住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得したとき
② 火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき
③ 病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき
④ 勤めを年中途中でやめて、再就職していないときなど

- ① 民間金融機関等から住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得したとき
② 火災や風水害、盗難などの被害を受けたとき
③ 病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき
④ 勤めを年中途中でやめて、再就職していないときなど

- ① 勤めを年中途中でやめて、再就職していないときなど
詳しいことは、若松税務署(番七六一・二五三六)でお尋ね下さい。

(役場納税係で交付します)

③ 国民年金支払証明書

(役場国民年金係で交付します)

④ 生命保険支払証明書

⑤ 印鑑

※わからないことがありましたら、役場税務課・課税係に連絡してください。(番二〇一・四三三)

- ① 給料、賞与の総額が一千五百万円
ればならない場合

所得税の確定申告をしなければならぬ場合

水巻駅踏切の通行止め

水巻駅横の踏切は拡幅工事のため、次のとおり夜間全面通行止めとなります。

う回路の指示に従ってご通行ください。

工事期間

1月23日～1月25日

2月5日～2月7日

午後11時～午前5時



下水道料金を改定

一立方メートル百十円に

3月1日から

下水道使用料は、三月一日以降検針分(四月納付)から一立方メートル当たり百十円(現行九十円)に改定されます。

下水道事業は、昭和五十六年十一月一日から立方メートル当たり七十円を現行の九十円に改定し、運営しておりますが、五十八年度から住宅公団、県営住宅などの赤字負担金が入らなくなつたため、五十九年度は約五百万円の赤字となる見込みであります。また、六十年から六十二年の三カ年の見通しでは、現行料金の立方メートル当たり九十円で運営すると約六千七百円の

赤字が見込まれます。このような状況でありますので高松下水道処理場の利用者の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

なお、対象地域は、おかの台、高松団地、梅ノ木団地、鯉口団地など高松下水道処理場の処理区域です。

(参考)

昭和五十八年度における下水道使用料収入は、三千九百三十四万円、全額入額の五一・八％となっています。これに対して、処理場の管理費や燃料代などが四千七百六十九万円もかかっております。

家庭教育学級の学習内容を変更

学習内容を変更

☆2月14日(木)午前10時に開設される家庭教育学級の議題は、学級生の方と話し合い「現代の少年非行の現況と、子を持つ親の対応」という題に変更し、八幡西少年相談家の片岡義行氏をお願いすることになりました。

☆2月21日(木)開設の下半年の部「明るい家庭づくり」は、郡婦連会長吉田サカエさんの講話で予定しております。

愛の贈物

香典返しとして次の方からご寄贈がありました。ご厚福をお祈りします。

○猪熊 故・江藤テイチ殿

○堀末 故・落 義雄殿

落 登代子殿



家庭から流れ込む汚水
この処理にも多額の経費が必要

2月の心配ごと相談 法律人権



相談は無料で、秘密はたたく守ります。お気軽にご相談ください。

▽日時 2月5日、2月12日

2月19日、2月26日

▽時間 いずれも13時～16時

▽場所 町民会館「日本間」

▽主催 町社会福祉協議会

九州たこ揚げ大会



▽日時 2月17日 午前9時から

雨天の場合も実施します

▽場所 航空自衛隊芦屋基地内飛行場

▽申込み 当日会場受付

▽その他 風について規定はありません。先着千名に「あしち風」を無料に贈呈いたします。

ふれあい風づくり教室

▽日時 1月27日 午後1時から

▽場所 航空自衛隊芦屋基地内飛行場

▽申込み 当日会場受付

▽その他 風について規定はありません。先着千名に「あしち風」を無料に贈呈いたします。

▽場所 芦屋町民会館一階大ホール
▽持参品 小刀、木綿糸、古タオル、絵の具、筆、墨、参加費50円
※お問い合わせは、芦屋町観光協会へ(電話三三〇八八・一内線二七二)

教育モニター募集

文部省が送る文書に意見などを回答したり、文教行政に対する意見や要望を随時報告していただく、教育モニターを次のとおり募集します。

▽応募資格

教育について関心があり、教育モニターとして仕事に熱意をもっている年齢二十歳以上の日本国民です。

ただし、次の方は応募できません。

- ①国会及び地方公共団体の議員
- ②常勤の国家公務員及び地方公務員
- ③校長、教員は応募できません
- ④行政相談委員法による行政相談員
- ⑤かつて文部省教育モニターであった者

▽申込み先・申込み用紙の請求先
県教育庁管理課企画課庶務広瀬係
(福岡市博多区東公園七十七番九二一六五一一二二)

▽申込み締切日 2月23日まで

▽所在地 長崎県北高来郡飯盛町平古

場名宇西ノ又(西ノ又墓)

▽届出先 飯盛町役場

▽届出期限 60年3月25日まで

無縁墳墓の改葬

▽所在地 長崎県北高来郡飯盛町平古

場名宇西ノ又(西ノ又墓)

▽届出先 飯盛町役場

▽届出期限 60年3月25日まで

無縁墳墓の改葬

保健・衛生だより 問い合わせ先 健康対策係

母子手帳の交付

▽日時 2月4日 午前10時から
2月18日

▽場所 4日：役場西別館
18日：新庁舎一〇一大会議室

▽内容 母子保健制度の説明、母子手帳の使い方、検診結果の説明及び個人相談を受けます

▽注意事項

①保健所で妊婦検診終了後、10日以上経っていること。
②印章を持参のこと。
③できるだけ本人がおいで下さい。

四カ月児健康相談



▽日時 2月1日(金)
午後1時10分～午後2時

▽場所 役場西別館

※四カ月児(59年9月8日から59年10月4日生)の乳児に対してハガキで個人通知をしています。ハガキの届いた人は、それに記入のうえ母子手帳、バスタオル、本人の気に入ったおもちゃを一つ持参しておいでください。

を一つ持参しておいでください。

なお、転入等でハガキが届いてない方は、健康対策係へ連絡し、当日おいでください。

※希望者には、小児ガンの検査セットをお渡しします。

七カ月児健康相談

▽日時 2月12日(火)
午後1時10分～午後2時

▽場所 新庁舎一〇一大会議室

▽対象 七カ月児から八カ月児まで

▽内容 身体計測、運動発達観察、その他個人相談、希望者には小児ガンの検査セットをお渡しします。来年度から通産保健所で配布します。

※母子手帳とバスタオル、本人の気に入ったおもちゃを一つ持参ください。

一歳六カ月児健康相談

▽日時 2月4日 午後1時10分～午後2時
2月18日

▽場所 4日：役場西別館
18日：新庁舎一〇一大会議室

▽対象 一歳六カ月児から

一歳八カ月児まで

▽内容 身体計測、個人相談
※受診者には歯科検診無料券を発行

健康相談

▽日時 2月13日(水)
午前10時～午前11時

▽場所 机山荘(老人憩の家)

▽内容 血圧測定、検尿、塩分テスト(朝作ったみそ汁を少々持参ください)、検診結果の説明と個人相談も行います。

※検診を受けた結果表及び健康手帳をお持ちの方は、持参ください。

インフルエンザに注意を

うがい欠かさぬよう

寒い日が続く、インフルエンザの発生が心配されています。

インフルエンザのウイルスは、患者のせき、くしゃみ、発声で空中に広がり伝染する。症状は発熱、頭痛、全身のけん怠感、筋肉痛など、食欲不振、下痢も伴い、合併症として肺炎、気管支炎がある。

予防としては①家庭では寒くても換気を十分にします。②人が多い場所に近づかない。③栄養、睡眠を十分にとり体の抵抗力をつける。

④帰宅時には必ずうがいをします。

2月の保健ごよみ

日 曜	事 業 名	時 間	場 所
1 金	4ヵ月児健康相談	13:10～14:00	役場西別館
4 月	母子手帳の交付 1歳6ヵ月児健康相談	10時 13:10～14:00	役場西別館
12 火	7ヵ月児健康相談	13:10～14:00	役場101会議室
13 水	健康相談	10:00～11:00	机 山 荘
15 金	療育訓練	13:00～17:00	遠賀保健所 (予約者のみ)
18 月	母子手帳の交付 1歳6ヵ月児健康相談	10:00 13:10～14:00	役場 101 会議室
20 水	乳ガン検診	13:00～13:30	遠賀保健所 (予約者のみ)

※ 新役場庁舎の完成に伴ない、場所が変更になっておりますので、十分ご注意ください。

乳ガン検診

乳ガンは、しこりを早くみつければとが決め手です。しこりがあるか無いかは、自分でわかります。この機会に検診と共に、自分でできる自己検査法も、あわせて勉強しませんか。

※申し込みは、役場健康対策係へ直接電話してください。

乳ガンのできやすいところ



▽料金 無料

▽場所 遠賀保健所会議室

▽定員 50名まで

▽日時 2月20日(水)
受付 午後1時～午後1時30分

水道の給水せんに取付ける

家庭用浄水器の使用は

◎浄水器の性能

浄水器は、通常カートリッジに充てんされた活性炭（粒状または粉末状）によって、水道水に含まれている塩素やにおいを取り除く機能を持っています。浄水器で塩素などが除去されるのは、活性炭がこれらの物質をその表面に吸着しやすいという特性を持っていることによるものです。

◎浄水器中での細菌の繁殖

水道水には消毒のための塩素が含まれています。浄水器に水道水を通すと、この塩素が取り除かれてしまうため、水の消毒効果がなくなり、浄水器内に細菌が繁殖することがあります。



特に活性炭を長く使用していると活性炭の表面にさまざまな物質が付着して、細菌が繁殖しやすくなります。また、浄水器の使用を停止している時間が長くなると細菌の繁殖が著しく進むことがあります。

この細菌は、必ずしも病原菌のような危険なものではありませんが、衛生上好ましいことではありません。

◎浄水器使用上の注意

- ・メーカーの取扱説明書に基づいて正しい操作をすること
- ・カートリッジの取替え時期は、なるべく早めに行うこと
- ・夜間など長時間の停止の後で使用する場合には、浄水器内にたまった水を捨ててから、さらにしばらく水道水を流した後で使用する。

浄水器の販売に際し、水道水が危険であるというチラシを見せて、消費者に不安を抱かせたり、処理性能等を誇大に宣伝したりして、販売しているケースがありますので、悪質な販売業者には十分に気を付けてください。

2月のし尿収集予定日

- 1日 頃末（1、2、3、4、7、10区）、猪熊6区
- 2日 頃末（1、7、8、16区）、林住宅、吉田三（垣添町住）、猪熊2区
- 4日 頃末（22、23区）、吉田二6区、吉田三5区、猪熊10区
- 5日 頃末（22、24区）、吉田二（1、2区）、吉田三（2、5区）、猪熊3区、月2回まわり（環境整備センター）
- 6日 吉田三（1、2、3、5、6、11区）、猪熊（2、4、5区）、月2回まわり（大洋社）
- 7日 吉田三（緑風園）、頃末（5、15、25区）、新生街（山ノ口団地）
- 8日 頃末（12、15、17、18、19、20、21区）、松栄荘
- 9日 頃末（6、9、10、18、20、21区）、松栄荘、みずまき苑、美吉野、下二、伊左座、立屋敷
- 12日 吉田一（4、5、6、7、8、9区）、吉田工場団地、下二、二、吉田二（1、8区）、川端通り、本村、頃末（11、14区）、美吉野
- 13日 吉田二（3、4、5、6、13、14、15、16区）、二、美吉野、古賀、新生街
- 14日 吉田二（3、4、5、6、8、9区）、イワセ町住、吉田一3区（月夜待）、机宅宅、立屋敷、古賀、机
- 15日 下二町住、二町住、吉田一（商店街）、吉田三（車返し）、樋口（卯月、中井樋口）
- 16日 吉田団地（37～43、46～52棟）、二町住、樋口
- 18日 吉田団地（19～22、27～36、44、45、53～57、86、94～101棟）、猪熊
- 19日 吉田団地（1～6、8～10、12、16～18、23～26、60～65、83～85、102～104、109～113棟）
- 20日 吉田団地（7、11～15、66～73、75～82、87～93、105、108棟）、猪熊町住、月2回まわり（環境整備センター）
- 21日 吉田団地分譲、下二（1、2、3区）、古賀県住、月2回まわり（大洋社）
- 22日 二（1、2区、野間町住）、吉田二（本村）猪熊、樋口
- 23日 二、伊左座
- 25日 二（1、2区）、伊左座（3、5区）、下二（4、10区、双葉荘）、樋口（赤水、川端通り）
- 26日 下二（5、6、7区）
- 27日 みずほ団地、猪熊、樋口
- 28日 みずほ団地

— お 願 い —

汲取口の近くには、犬をつながないで下さい。犬が噛みつく事故が起きています。

元気な赤ちゃん



なかむら たかふみ
中森 貴文くん
昭和59年4月17日生
(康文代)さんの三男

僕は3人兄弟の末っ子。よく食べ、よく泣き、よく遊ぶファイトマンです。今は、お兄ちゃんのおモチヤなんだ。早く大きくなって一緒に外で遊びたいナァー。

(梅ノ木団地18棟)



やぎ よしえ
八木 良枝ちゃん
昭和59年4月15日生
(英雄子津枝)さんの長女

生まれた時は小さかったけど、今ではホッペがおちそうなくらい太っています。タンバリンをたいたてリズムをとり、よく遊びます。すくすく健康な子に育ってね。

(吉田団地87棟)

水巻昔ばなし

◎ 石炭物語 閑

―スズメが助けた親子―

前回は坑内の縁起について書いてきたが、このほかにいろいろの迷心があった。たとえば朝めしのときに汁かけめしをしない。坑内への弁当は枕木型に切ったタクアンを必ず入れる。入坑するときはカマドのすずを顔につける。坑内では口笛を吹いてはいけない。手をたいてはいけない。頬かむりをしてはいけない。髪をといてはいけない。また坑内でサルとアナの言葉は禁言、イヌとキツネを殺してはいけない。坑内でのネズミを殺してはいけない――などがあった。

これは地底での危険作業と暗やみでの孤独感が、このようにさせたのであって、これにまつわる物語が吉田に残されている。

明治中期の吉田では、小さな炭坑がいくつもあった。そのひとつのヤマに正直な父子の坑夫が住んでいた。毎日、父親は子供を連れて坑内へさがって、父が先山、子が後山になって同じ切羽で働いていた。

ある日のこと、突然、坑口の天井が落ちて二人は生理めになってしまった。なにぶんヤマが小さいので大きな落盤事故になると、今と違って助けの手段はなかった。みすみす坑内に二人いると知りながら、その生死もたしかめずにヤマを閉山してしまった。

幸い父子のいたところは、落盤がなかったたので二人とも命びろいをした。そのうえ水が溜っていたので、ワラジやナワ帯をほどいて少しづつ食い

つないで生きてきたが、のちにはそれもなくなつて水ばかりになった。もうこれまでと覚悟をきめた父子は、暗いなかで抱きあって死を待っていたところ、薄れる意識のなかでスズメの鳴き声が聞えてきた。まさか坑内にスズメがいようとは、二人は自分の耳をうたがったが、そのうち二人の肩にスズメがとまるようになった。

父子はスズメの鳴き声を聞いているうち、春さきに巣から落ちていたのを拾って家で育てた小スズメであることがわかった。また坑内をすかしてみると、落盤した石と石の間にスズメの通るだけの穴があつて、そこからスズメが入ってくることもわかった。まもなくスズメは稲の穂や木の実、野菜、イナゴなどを運んできて、父子に与えるようになった。そして二人は、スズメの運んでくる食べもので季節の移りかわりを知り、また生きる望みをもつようになった。

それから何カ月たったであろうか、日清戦争がぼつ発した。戦争では石炭をいくら掘っても売れるので、炭坑主は閉山したヤマの坑口をつぎつぎにあけていった。まもなく二人の生理めになった坑口をあけたところ、奥からかすかに人の声がした。急いで掘ったところ父子がいた。助かったのだ、二人は抱き合せて喜んだ。スズメが恩を忘れずに助けてくれたのである。

この話は、実際にあったかどうか疑わしいが、むかし伯母から聞いた話である。伯母は若いころ

炭坑生活をしていたので、あるいはこのようなことがあったのかも知れない。おそらく坑内で事故にあったとき、最後まで生きる望みを捨ててはいけないという教訓が、このような物語となったのではあるまいか。

ところで明治二十年代の水巻においては、小さな炭坑がいくつもあった。そのうえ明治二十三年に河守炭坑(吉田)、二十四年に梅干炭坑(机)、二十五年に鳳炭坑(吉田車返)、二十七年に東郷炭坑(古賀)と梅ノ木炭坑(古賀)、これらの小規模なヤマがつぎつぎに開坑していった。しかし出炭の方は一喜一憂のままで日清戦争を迎えたが、この間、筑豊では明治二十四年に鉄道が開通し、また大手の会社がどんどん進出して新しい設備による生産体制が確立していった。

ついでに明治三十年の水巻村には、どのような炭坑があったかというところ、タヌキ堀りから機械設備をもったヤマまであった。つぎにその炭坑名を掲げることにする。

吉田炭坑(吉田、二〇〇人)、鯉口炭坑(吉田、三〇人)、野添炭坑(吉田、三〇〇人)、頃末炭坑(頃末、七三人)、朝日炭坑(頃末、一二人)、福好炭坑(古賀、七〇人)、多賀野炭坑(二村、二〇〇人)。

このほかに次の炭坑名がみられる。しかしその出炭はわずかであったという。

京殿炭坑(古賀)、第二御輪地炭坑(吉田)、高松炭坑(吉田片山)、飯野炭坑(伊左座寺島)、それに机に一坑、下二に二坑、古賀に一坑、合計十五のヤマがあったと史料にみえている。

(文) 水巻町郷土史研究会 会長 柴田貞志